

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

農業協同組合法施行細則（平成15年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。
第11条中「第18条第3項」を「第18条第4項」に改める。

附 則
この規則は、平成26年12月1日から施行する。

目次		ページ	告 示	
規 則			北海道告示第771号	
○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則……………	（農業経営課）	38	土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年11月12日、当別土地改良区の定款の変更を認可した。	
告 示			平成26年11月28日	
○土地改良区の定款の変更の認可……………	（農業施設管理課）	38	北海道知事 高 橋 はるみ	
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）		38		
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可（農業施設管理課）		38		
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	（治山課）	39	北海道告示第772号	
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	（治山課）	39	土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。	
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	（治山課）	39	平成26年11月28日	
○道路の供用の開始……………	（維持管理防災課）	39	北海道知事 高 橋 はるみ	
○建設業者に対する監督処分……………	（建設管理課）	39		
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………	（都市環境課）	40		
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………	（調達課）	40		
道教育庁教育局告示			土地改良区名 土地改良施設名 管 理 規 程 の 概 要	
○特定調達契約に係る入札の公告……………		40	当別土地改良区 青 山 ダ ム 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。	
道選挙管理委員会告示			同 弁 ケ 別 A ダ ム 同	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表……………		41	同 弁 ケ 別 B ダ ム 同	
道人事委員会規則			同 東 裏 頭 首 工 同	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………		41	同 西 裏 頭 首 工 同	
道警察本部告示			同 茂 平 沢 頭 首 工 同	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		41	同 茂平沢第1貯水池 同	
規 則			同 茂平沢第2貯水池 同	
			同 茂平沢第3貯水池 同	
北海道規則第83号			北海道告示第773号	
農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。			土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の廃止を認可した。	
平成26年11月28日			平成26年11月28日	
	北海道知事 高 橋 はるみ		北海道知事 高 橋 はるみ	
農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則			土地改良区名 土地改良施設名 廃 止 し た 管 理 規 程 の 概 要	

当別土地改良区

同

当 別 頭 首 工

川 下 頭 首 工

維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

同

北海道告示第774号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成26年11月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1

解除予定保安林の所在場所

勇払郡厚真町字幌内2の21、389の4

2

保安林として指定された目的

水源の涵養

3

解 除 の 理 由

道路用地とするため

北海道告示第775号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年11月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

美唄市（次の図に示す部分に限る。）

2

保安林として指定された目的

風害の防備

3

変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第776号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年11月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北見市（次の図に示す部分に限る。）

2

保安林として指定された目的

公衆の保健

3

変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所

供 用 開 始 の 区 間

供用開始の期日

道道 北 檜 山 大 成 線
北海道渡島総合振興局
函 館 建 設 管 理 部

久遠郡せたな町大成区上浦416番地先から
同郡せたな町大成区上浦389番1地先まで

平成26.11.28

道道 豊 富 浜 頓 別 線
北海道宗谷総合振興局
稚 内 建 設 管 理 部

宗谷郡猿払村上猿払1870番1地先から
同郡猿払村上猿払1775番1地先まで

平成26.11.28

北海道告示第778号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成26年11月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1

処 分 を し た 年 月 日

平成26年11月11日

2

処 分 を 受 け た 者

(1) 商号及び代表者の氏名

株式会社上田組 上田 秀司

(2) 主たる営業所の所在地

滝川市江部乙町東11丁目9番5号

(3) 建設業の許可の番号 (般-24) 空第625号 3 処 分 の 内 容 (1) 営 業 停 止 の 範 囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止 (2) 営 業 停 止 の 期 間 平成26年11月28日から平成27年2月10日までの75日間 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。 北海道告示第779号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成26年11月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 施 行 者 の 名 称 函館市 2 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・110号中道四稜郭通及び3・4・113号昭和団地通） 3 事 業 施 行 期 間 平成24年8月31日から平成31年3月31日まで 4 事業地（収用の部分） 平成24年北海道告示第553号の3の事業地のうち函館市神山1丁目、神山3丁目及び神山町地内において事業地を変更する。 北海道告示第780号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成26年11月14日から適用する。 平成26年11月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 売りさばき人の項留萌信用金庫の事項中「同 駅前支店」を削る。	1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 箱椅子ほか75件 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成27年3月30日 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達物品に関し、調達物品標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成26年11月28日（金）から同年12月22日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤れんが庁舎2階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 平成27年1月9日（金）午前10時（送付による場合は、同月8日（木）午後5時までに必着）
--	---

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) 名 称 及 び 数 量 ア 閉 架 書 棚 ほ か 一式 イ カ ー テ ン 一式 (2) 予 定 時 期 平成26年12月頃 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送により交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 060－8549 札幌市中央区北3条西7丁目 (3) 電 話 番 号 011－204－5872 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Box chair and 75 articles, 1 set	B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 9, 2015 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 8, 2015) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8549 Japan Phone : 011-204-5872 道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 北海道選挙管理委員会告示第47号 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書の要旨を別冊のとおり公表する。 その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。 平成26年11月28日 北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 一 史 道 人 事 委 員 会 規 則 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年11月28日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則14－65 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14－1）の一部を次のように改正する。 別表知事部局の項本庁の事項中「政策局の主査（）」の次に「室及び」を加える。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第504号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年11月28日
---	---

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- (1) 警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託一式
- (2) 警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託特定役務の名称（除雪作業1時間当たりの単価）及び予定数量
- | | |
|--|---------|
| ア 除雪グレーダによる作業 | 175時間 |
| イ トラクタショベル（容量1.5～1.7m ³ 、機械を常備しない期間）による作業 | 24時間 |
| ウ トラクタショベル（容量1.5～1.7m ³ 、機械を常備する期間）による作業 | 253時間 |
| エ トラクタショベル（容量1.8m ³ 以上、常駐時間内）による作業 | 540時間 |
| オ トラクタショベル（容量1.8m ³ 以上、常駐時間外）による作業 | 2 時間 |
| カ ロータリ除雪車による作業 | 200時間 |
| キ ダンプトラックによる作業 | 266時間 |
| ク 道路作業車による作業 | 216時間 |
| ケ 普通作業員による作業 | 2,529時間 |

2 落札を決定した日

平成26年10月27日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社水谷組
- (2) 住 所 札幌市中央区南29条西11丁目4番13号

4 落札金額

- (1) 18,300,000円
- (2)ア 除雪グレーダによる作業 5,400円
- イ トラクタショベル（容量1.5～1.7m³、機械を常備しない期間）による作業 14,400円
- ウ トラクタショベル（容量1.5～1.7m³、機械を常備する期間）による作業 4,300円
- エ トラクタショベル（容量1.8m³以上、常駐時間内）による作業 2,000円
- オ トラクタショベル（容量1.8m³以上、常駐時間外）による作業 4,600円
- カ ロータリ除雪車による作業 6,100円
- キ ダンプトラックによる作業 4,000円
- ク 道路作業車による作業 4,300円
- ケ 普通作業員による作業 2,600円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年9月16日付け北海道警察本部告示第399号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目